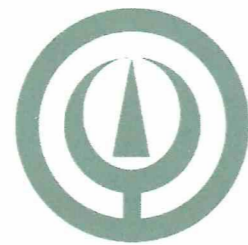


役場関係
会計年度
任用職員

募集！



○お問い合わせ先

梶原町役場 総務課 総務危機管理係
住所：高知県高岡郡梶原町梶原 1444 番地 1
電話：0889-65-1111（代表）
担当：立道、山本、辻本

- | | | |
|---------------------|--------------|----------------------|
| 一般事務 | 事務補助 | こども園
保育教諭
保育補助 |
| こども園
調理師
調理補助 | 梶原学園
支援員 | 学校応援団
コーディネーター |
| 外国語
指導助手 | 図書館
支援員 | 保健師 |
| 梶原病院
看護師 | 梶原病院
看護助手 | 役場/病院
清掃業務 |

令和4年度

○募集職種及び募集条件

職 種	条 件
一 般 事 務	年齢 60 歳未満 経験不問
事 務 補 助	年齢 60 歳未満 経験不問
保 育 教 諭	年齢不問 経験不問 (要資格者)
保 育 補 助	年齢不問 経験不問
調 理 師	年齢不問 経験不問 (要資格者)
調 理 補 助	年齢 60 歳未満 経験不問
梶原学園支援員	学習支援員：年齢不問・要経験者 特別支援教育支援員：年齢不問・経験不問 図書支援員：年齢不問・経験不問 学校支援員 (校務系)：年齢不問・経験不問 学校支援員 (用務系)：年齢不問・経験不問
学校応援団 コーディネーター	年齢不問 経験不問
外国語指導助手	年齢不問 要経験者
図書館支援員	年齢不問 経験不問
看 護 師	年齢不問 要経験者 (要資格者)
看 護 助 手	年齢不問 経験不問
保 健 師	年齢不問 要経験者 (要資格者)
清 掃 業 務	年齢不問 経験不問

※募集人員については、変更する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※条件欄の年齢制限については、令和4年4月1日現在の満年齢

○募集期間

令和4年2月14日 (月) から令和4年3月15日 (火) まで
※午前8時30分から午後5時15分まで役場総務課において募集受付しています。(申込書は役場総務課に有ります。)

○面接試験等

令和4年3月16日以降面接試験を行います。日時については、改めて連絡します。

○勤務形態

フルタイム：1日あたり7時間45分(週38時間45分)
(原則：午前8時30分から午後5時15分) 昼1時間休憩
主な職種 (一般事務、保育教諭、調理師、看護師)
パートタイム：1日あたり7時間45分未満(週38時間45分未満)
主な職種 (事務補助、保育補助、調理補助、支援員、学校応援団コーディネーター、看護助手、清掃業務)

○給与関係

初任給：月額146,100円 (高卒) ※経験等により加算有
※パートタイムの場合は、勤務時間数による割合を乗じた額
通勤手当：自宅からの通勤距離が片道2km以上で距離に応じて支給
※パートタイムの場合は、相応の旅費を支給
期末手当：年2回 (6月、12月) 各1.2か月分 (期間率による割合有)

○福利厚生関係

フルタイム：
社会保険加入 (令和4年10月から高知縣市町村職員共済へ加入)
雇用保険加入 (6カ月以上の継続雇用で高知縣市町村総合事務組合 (退職手当) に加入)
パートタイム：
勤務日数、勤務時間等に応じて社会保険 (令和4年10月から高知縣市町村職員共済)、雇用保険に加入

○服務関係

☆雇用期間
原則として令和4年4月1日～令和5年3月31日 ※令和5年度以降も継続雇用有り
☆休暇
年次有給休暇：10日/年付与 ※継続雇用で、最大20日/年
特別休暇：有給及び無給の特別休暇有
☆人事評価
年1回以上、簡易な人事評価を実施

梶原町議会より お知らせです

令和4年3月より 定例会及び臨時会の映像を配信します

ライブ中継には「Webex Meet」アプリのダウンロードが必要です。

視聴を希望される方は

- ・メールタイトルは「議会映像配信希望」
- ・メール本文に住所・氏名・年齢・電話番号を記入

「gikai@town.yusuhara.lg.jp」へお送りください。

操作マニュアルをお送りいたします。

※必ず裏面もご確認ください。➡

【注意(免責)事項】

*議会映像配信は、梶原町議会の公式記録ではありません。

本会議の公式な記録は、本会議録(文字)を閲覧ください。

*配信映像の著作権は梶原町に帰属し、梶原町議会が管理しています。

配信している画面、映像あるいは内容を、許可なくほかのウェブサイトや著作物等に転載しないでください。また、著作権法で許された範囲内で複製する場合でも、その複製物を目的外に使用したり、内容を改変したりしないでください。

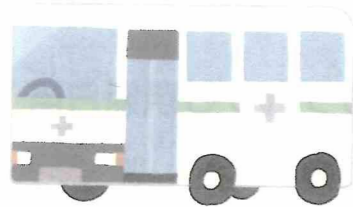
*インターネット回線の状況、そのほか視聴者側のスマートフォン・パソコンの環境などにより、映像や音声途切れる、または停止するなど正常に視聴できないことがあります。

*通信が正常に視聴できない、あるいは視聴することにより何らかの損害が生じた場合においても、梶原町議会は一切責任を負いません。

*スマートフォンによる視聴は、パケット通信料定額制の加入契約をしていない場合、通信事業者から高額な料金を請求される場合がありますので特にご注意ください。

ご不明な点は梶原町議会事務局までご連絡ください ☎65-1111

献血のお知らせ



ご協力をお願いいたします！



血液は人の体の中でしか造られず、人工的に作ることはできません。
皆様からいただいた血液の80%は、がんや白血病、再生不良性貧血などの治療のために、日々、輸血が欠かせない人の命を支えています。

【月 日】 令和4年3月18日(金)

400mL 献血のみを行います。

※天候不良等により、中止や変更となる場合があります。

【時間・場所】 梶原町役場前

午前：9時00分 ～ 12時15分受付

午後：1時30分 ～ 3時30分受付

【主催】 梶原町・梶原町献血推進会

【年齢】 男性・・・17歳から69歳まで 女性・・・18歳から69歳まで

※65歳以上69歳までの方が献血をされる場合は、60歳から64歳までの間に献血を経験されたことのある方に限られます。

採血基準と献血の間隔

種類	全血献血（成分献血は実施しません）	
	400mL 献血	
採血基準	1回献血量	400mL
	年齢	男性 17歳～69歳 女性 18歳～69歳
	体重	男女とも 50 kg以上
	年間総献血量	男性 1,200mL 以内・女性 800mL 以内
	献血の時間	約 15～20分
献血の間隔	(400mL 献血) 男性は 12 週間後・女性は 16 週間後の同じ曜日から献血できます。	

献血可能な服薬剤等について（概要）

服薬中又は服薬していた方でも下記の場合には献血できます。
ただし、献血者の健康状態、服薬目的、症状等により当日はお断りし次の機会にお願いする場合があります。できれば、服薬中又は服薬していた薬剤或いは説明書をご持参ください。（★特にお問い合わせの多い薬は赤字で表記しています。）



1. 当日服用していても採血可能な薬剤

- ①ビタミン剤・・・貧血治療薬、ビタミンKを除く
- ②ミネラル剤・・・貧血治療薬を除く
- ③漢方薬・・・肝疾患、感冒、喘息等のために服薬している場合を除く
- ④高尿酸血症治療薬（痛風）・・・ザイロリック、ユリノーム、パラミジン、リボール等
- ⑤高脂血症治療薬・・・エパデール、ロトリガ等を除く
- ⑥花粉症治療薬・・・セレスタミン等を除く（セレスタミン等ステロイド含有薬は服用中止後、3日以上経過後採血可。）市販の抗アレルギー薬は当日服用可。
- ⑦胃腸薬・・・感染性下痢症のある場合を除く（制吐剤は当日不可。）
- ⑧低用量・中用量ピル（女性ホルモン）・・・避妊目的や更年期障害や月経困難症等の補充治療法に用いている場合、低用量ピルの服用は採血可。月経移動（周期変更）・機能性出血を目的に服用する中用量ピルも採血可。
- ⑨サプリメント・・・（栄養補助食品）
- ⑩抗潰瘍剤・・・潰瘍予防薬として用いている場合は可。現在、消化性潰瘍のある場合は治癒するまで不可。逆流性食道炎治療は採血可。
- ⑪緩下剤・・・アローゼン、センナ、セレミンソフト、プルセニド、ひまし油など
- ⑫降圧剤・・・心臓、腎臓、血管系の合併症がないこと。高血圧症の治療薬として複数内服も可、血圧がほぼ正常にコントロールされていることが条件。当日の血圧を考慮します。
- ⑬過敏性腸症候群治療薬・・・トランコロンなど、抗うつ薬でなければ採血可。
- ⑭局所投与の薬物・・・点鼻薬、点眼薬、吸入、外用薬（塗り薬、貼り薬）

2. 当日服用していなければ採血可能な薬剤（前日まで服用可）

- ①内服用筋弛緩剤・・・アロフト、ミオナール、テルネリン、ムスカラム等
- ②睡眠薬、抗不安剤（安定剤）・・・原疾患、体調が参考とされる
- ③消炎酵素剤・・・ノイチーム、レフトーゼ等（炎症症状がない場合）
- ④前立腺肥大治療薬・・・アボタード、アボルブ、ザガーロ（6ヵ月後採血可）プロスカア、プロペシア（1ヵ月後採血可）を除く
- ⑤利胆剤・・・ウルソ、コスパノン等（基礎疾患による）
- ⑥市販薬
 1. 抗菌剤の入っていない風邪薬（当日、症状がないこと）
 2. 市販の消炎鎮痛剤
（ただし1・2とも血小板成分採血は内服中止後3日以上経過後に採血可）
- ⑦去痰剤・・・疾患により症状が落ち着いていれば当日服用でも採血可能な場合があります。
- ⑧高脂血症治療薬のエパデール、ロトリガ・・・血小板成分採血以外については当日内服していなければ可。血小板成分採血については服薬中止後3日以上経過後採血可。
- ⑨消炎鎮痛剤・・・血小板成分採血以外の場合は症状がなく落ち着いていれば前日までの服用は可。血小板成分採血は服用中止後3日以上経過後採血可。

裏面に続く→

3. 最終服薬日を含む3日間は採血しない薬剤

*服用最終日を「1日目」とカウントし、「4日目」から採血可。

- ①抗精神剤、抗うつ薬（抗不安剤、安定剤を除く。）・・・体調が参考とされる。
- ②抗菌薬（抗生物質、合成抗菌薬）抗真菌薬、抗ウイルス薬・・・当日症状がなく治癒していること
- ③止痢剤・・・アドソルビン、タンアンルビン、フェロベリンA、ロペミン（感染性下痢に注意）
- ④喘息治療薬・・・キサンチン誘導体などの内服薬、β2刺激薬（吸入薬、貼付薬を含む）
※1か月間発作がなく発作予防的吸入薬のみであれば採血可。
- ⑤痛風発作治療薬・・・コルヒチン
- ⑥事後に服用するピル（中用量ピルを含む）
- ⑦花粉症治療薬・・・ステロイド系抗アレルギー薬（セレスタミン等）
- ⑧特殊な治療薬については、原疾患などを考慮した検診医の判断になります。

4. その他

- ①出血を伴う歯石除去など歯科治療を受けた場合は、3日以上経過後
- ②注射薬の使用については、原則当日は採血不可
- ③鍼灸治療は、当日不可。置き針は翌日から採血可



※服薬しており不安のある方は、遠慮なく検診医、職員にご相談下さい。

問い合わせ先
栲原町役場 保健福祉課
健康増進係 松本
0889-65-1170

四万川区・西区にお住まいのみなさまへ マイナンバーカード出張受付のお知らせ

下記の日程で、マイナンバーカードの出張受付を実施します。
マイナンバーカードは、本人確認や健康保険証などとして利用できる、写真付きのカードで、すべての住民のみなさまが作ることができます。
本人確認のできるものをご持参のうえ、会場までお越しください。

🌸 3月3日（木）四万川交流センター 午前9時～15時
🌸 3月7日（月）西区生涯学習館 午前9時～16時

※おひとり約10分程度

※申請書・通知カードをお持ちの方はご持参いただくと手続きがスムーズです。郵送での受取もできます。（無くても申請はできます）

- | | |
|--|---|
| 写真のあるもの
1点 | 写真のないもの
2点 |
| 免許証
パスポート
各種手帳
在留カード
・・・など | 健康保険証
医療費受給者証
介護保険証
負担割合証
学生証
年金手帳
住民票
・・・など |

本人確認書類

すでにカードをお持ちの方は、健康保険
険証利用やマイナポイントについての
ご相談も受け付けます。
※確認にはスマートフォンが必要です。

【お問い合わせ】

栲原町役場総務課住民係

電話：0889-65-1111
町内IP：*65-1111

令和4年度 ゆすはら道路網維持管理チーム (公共施設維持管理業務) チーム員募集要項

ゆすはら道路網維持管理チームは、町内道路網(国道・県道・町道等)の維持管理における清掃員を募集しています。意欲ある方の応募をお待ちしています。

【募集案内】

◆受付期間 令和4年3月1日(火)～令和4年3月15日(火)

◆受付場所 梶原町役場 環境整備課(庁舎2階)

(1) 受付時間は、平日の8時30分から17時15分までです。

(2) 郵送による申し込みは、3月15日(火)17時15分までの必着に限りです。

1. 雇用形態

- ゆすはら道路網維持管理チームに所属し、他のチーム員と協力して町内道路網の維持管理業務を行う。

【イメージ図】



今回募集するチーム員

2. 募集人数

- 15名以内

3. 勤務地

- 梶原町全域の道路網(国道・県道・町道等)

※通勤手段(現地集合用の車両)は各自で用意してください。

4. 募集内容

(1) 業務内容

【 国道・県道・町道等の維持管理に関する業務全般 】

- 日常の道路パトロール
- 小動物死骸除去
- 小規模な舗装修繕
- 草刈り
- 側溝清掃及び路面清掃
- 小規模な崩土除去
- 書類作成事務(写真整理、報告書作成等) 等

※勤務地までは各自で用意した自家用車等で移動してください。

※新規採用者については、ヘルメットおよび安全ベストを支給します。

※大型・小型プロワーについては、ゆすはら道路網維持管理チームのものを使用しますが、その他、草刈機等の器具類は各自で準備してください。

(2) 雇用期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日まで

(3) 応募資格

- 現在失業中の方(令和4年4月1日以降、他の就業がなく就業可能な方)
- 梶原町在住の方(採用後に梶原町に移住見込みの方も可)
- 普通自動車免許を所持している方(令和4年4月1日までに取得見込みの方も可)
- 現在治療中の病気等がなく、年間(夏場も)を通じて勤務できる方
- 下記条件を承諾できる方
 - ・募集要項にある内容について、全て同意ができる方
 - ・協調性をもち、他のチーム員と協力して作業を行える方
 - ・作業体制及び班員編成等、その他、ゆすはら道路網維持管理チームとしての決定事項が了承できる方

(4) 勤務形態

- 1日8時間×月曜日から金曜日までの週5日

※土曜日、日曜日、年末年始(1月28日～1月3日)は基本的に休日ですが、緊急点検や進捗状況によって出勤していただくこともあります。

(5) 勤務時間(休憩時間を含む)

- 午前8時から17時までのうち8時間(12時から13時は休憩時間)

※作業現地集合が午前8時までに完了し、作業終了現地解散が17時とします。

5. 雇用条件

(1) 給料…月末締め、毎月10日に支払い

- 給与 日額 9,050円(年間固定)

(2) 諸手当

- 通勤手当 日額 250円

- 機械損料手当 日額 200円

(参考) 月20日勤務した場合の給料(各種保険料は控除なしの場合)

(9,050円+450円)×20日 = 190,000円

(3) 休暇制度

- 年次有給休暇・・・雇用期間に応じて付与します。
- 特別休暇(有給)・・・忌引休暇、結婚休暇、介護休暇 など

(4) 各種保険等

- 社会保険、雇用保険、労働保険
- ※ 給料から保険等自己負担分を差し引きします。

6. 申込手続

(1) 申込書類

- 履歴書(必要事項の記入があれば任意の様式でかまいません。)
 - ※履歴書には、申込日前3ヶ月以内に撮影した写真(上半身脱帽正面向き、裏面に氏名を記入)を糊付けし、提出してください。
- 免許証・資格証等の写し
 - ※免許証については提出が必須となります。
 - ※その他、履歴書に記載の資格等がある方は提出をお願いします。

(2) 申込受付期間・受付場所

受付期間	令和4年3月1日(火)～令和4年3月15日(火) ※持参の場合は土日、祝日を除く平日の8時30～17時15分 ※郵送の場合は令和4年3月15日(火)17:15分までに必着
受付場所	〒785-0695 高知県高岡郡梶原町梶原 1444 番地 1 梶原町役場 環境整備課

7. 選考

- 書類選考及び個人(集団)面談により行います。スケジュールについては下表のとおりで、結果については応募者全員に通知します。

書類選考	令和4年3月17日
個人(集団)面接	令和4年3月18日(予定)
合否通知	令和4年3月25日まで
勤務開始	令和4年4月1日

8. その他

- 履歴書は合否によらず返却しません。
- 勤務開始にあたり詳細な作業体制等については、令和4年4月1日(金)、午前9時に梶原町役場へ集合し、説明を行うものとします。

9. 問い合わせ先

- 募集・採用に関する問い合わせは下記へお問い合わせください。

〒785-0695 高知県高岡郡梶原町梶原 1444 番地 1
梶原町役場 環境整備課
TEL:0889-65-1111(代表)
TEL:0889-65-1251(課直通)

事業主の皆様へ

下記及び裏面のとおり高知県による給付金等制度についてお知らせします。
 申請書類等は、各ホームページ又は、梶原町役場産業振興課、梶原町商工会にありませのでご利用ください。
 お問い合わせは、それぞれの相談窓口までお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業者向け給付金制度について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上高が30%以上減少した全ての事業者を対象に、令和4年1月～3月のうちの1カ月分の給付金を支給します。詳細につきましては、県ホームページをご確認ください。下記の相談窓口へお問い合わせください。

I 制度概要

1 新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金

① 対象事業者(次の要件を満たす全業種の中小企業者等)

令和4年1月～3月のうち、1カ月の売上高が直近3カ年のいずれかの同期比▲30%以上減少

② 給付額

県の給付金と国の事業復活支援金(1カ月分相当額)を合わせた給付上限額は75万円(上限額は従前の給付金と同じ額)

県給付額(A+B)

A 給付上限額(1日の売上高×0.3×10:最大75万円)と
B 国の事業復活支援金支給相当額(1カ月分相当額)
※個人最大10万円、法人最大50万円

※[注]期間満了要請協力金(注1)の対象となった飲食店等については、令和4年2月分のみを申請可能とし、同月分の協力金相当額も控除します。

お問い合わせ先(相談窓口) **TEL:088-803-6620** 受付時間/9:00～17:00(土・日・祝日含む)

II 申請受付期間等

- ① 申請受付 令和4年2月25日(金)から令和4年5月31日(火)まで
- ② 申請書配布 紙媒体での配布は、令和4年2月25日(金)からを予定

2 新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金

① 対象事業者(①、②の要件をいずれも満たす全業種の中小企業者等)

① 令和3年1月～12月(又は直近1年間)の売上高が直近3カ年のいずれかの同期比▲15%以上減少

② 申請対象月(令和4年1月～3月のいずれか1カ月)の売上高合計が直近3カ年のいずれかかの同期比▲30%以上減少

※[注]新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金1、[注]期間満了要請協力金(注1)を受給している事業者は、同給付金、協力金の受給月を上述②の申請対象月とします。

② 給付額

対象月の納付した社会保険料の事業主負担分をもとに算定
※[注]新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金(注1)、[注]期間満了要請協力金(注1)及び「(国)事業復活支援金(1カ月分相当額)」を算定から8割控除します。

お問い合わせ先(相談窓口) **TEL:088-821-7566** 受付時間/9:00～17:00(平日のみ)

※[注]新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金[の申請受付期間等については、決まり次第、別途HPにてお知らせします。]

(注1)まん延防止等重点措置が適用された際には、協力金を支給する予定であり、詳細は後日改めてお知らせします。



高知県内全域の飲食店等の皆さまへ

高知県は、「まん延防止等重点措置」に基づく営業時間短縮等の要請にご協力いただいた事業者の皆さまに、下記のとおり協力金を支給します。

1. 協力金の支給

2月12日から3月6日までの全ての日において、要請内容に協力していただくことが支給要件となります。

	高知家あんしん会食推進の店 認証店舗	非認証店舗
区分	A	B C
営業時間	午後9時まで	午後8時まで
酒類提供	午後8時まで	終日停止 (店内への持ち込みを含む)
協力金 (1店舗当たり)	2.5～7.5万円/日	3～10万円/日
		(ただし、大企業等の場合は、最大20万円/日まで可能)

※認証店舗は区分A・Bの選択が可能です。
 ※要請期間中は、同一区分での全日協力を必須とします。ただし、要請期間中に認許を受けた店舗は、1回限り区分変更が可能です。
 ※複数の対象店舗を営業している場合は、全ての店舗で要請に協力していただくことが要件となります。

2. スケジュール (予定)

- 申請受付 令和4年2月21日(月)から令和4年5月2日(月)まで
- 申請書配布 紙媒体での配布は、令和4年2月21日(月)からを予定

お問い合わせ先

高知県営業時間短縮要請協力金
 申請手続相談窓口(コールセンター)

TEL:088-821-6670
 受付時間:9:00～17:00
 (土日・祝日含む全日)



→裏面へ